○津山圏域衛生処理組合職員定数条例

昭和４８年３月３０日

津山圏域衛生処理組合条例第４号

改正　昭和５８年３月２８日条例第２号

昭和５９年３月２９日条例第１号

平成１９年２月６日条例第４号

（職員の定義）

第１条　この条例で「職員」とは，津山圏域衛生処理組合規約（昭和４５年岡山県指令地第２０７号）第１１条第２項に定めるものをいう。

（職員の定数）

第２条　職員の定数は，次のとおりとする。

職員　１０人

付　　則

この条例は，昭和４８年４月１日から施行する。

付　　則（昭和５８年３月２８日条例第２号）

この条例は，公布の日から施行し，昭和５８年４月１日から適用する。

付　　則（昭和５９年３月２９日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行し，昭和５９年４月１日から適用する。

付　　則（平成１９年年２月６日条例第４号）

この条例は，平成１９年４月１日から施行する